

第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画素案（10/4）からの更新内容

※表現の軽微な変更といった細かなものは記載しておりません。

計画（案） 該当箇所		更新した内容	更新した理由等
第2章 野洲市の子育てを取り巻く現状	p. 18 3 計画の基本目標別実績及び評価等 基本目標 1 子育てにやさしい環境づくり	乳児家庭全戸訪問事業の実績及び評価欄に「満1歳を迎える家庭を全戸訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談、地域の子育て情報を提供した。」を追記。 同じく課題等の欄に「1歳児訪問事業の該当者において、その事業自体の理解が得られていない場合がある。」を追記。	家庭児童相談室より、左記内容を追加するよう意見があったことから追記。
	p. 20 3 計画の基本目標別実績及び評価等 基本目標 3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり	事業「ひとり親家庭の相談・交流事業の充実」における実績及び評価欄に「外部委託による事業を実施し、ひとり親家庭の交流の場を提供」を追記。	子育て家庭支援課より、左記内容を追加するよう意見があったことから追記。
第3章 計画の基本的な考え方	p. 22 3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり	- すべての子どもが自分らしく生きることができるよう、児童虐待、いじめ、不登校等の事象や要保護児童(※)等の把握を行い、切れ目ない支援体制の整備、障がい児支援の推進、さらにひとり親家庭の自立を支えるための取組を図ります。 ※要保護児童 <u>児童福祉法第6条の3に規定する保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。</u>	- 学校教育課からの意見を受け、文章表現を修正。 修正前「すべての子どもが自分らしく生きることができるよう、児童虐待やいじめ、不登校など要保護児童(※)などの把握と切れ目ない支援体制の整備、障がい児支援の推進、さらにひとり親家庭の自立を支えるための取組を図ります。」 - 要保護児童の説明について、根拠を児童福祉法からのものにした。
	p. 23 第3節 施策体系 基本目標 2（3）	基本目標 2 の施策の方向性（3）について、「思春期保健の充実」を「命に関する教育の充実」に変更。	学校教育課から、思春期保健という表現は使用しないので、命に関する教育といった表現に改めるとの意見を受け、修正。
	p. 23 第3節 施策体系 基本目標 3（2）	基本目標 3 の施策の方向性（2）について、「いじめ、不登校、非行への対応の充実」を「いじめ、不登校、 <u>問題行動</u> への対応の充実」に変更。	学校教育課から、学校では「非行」という表現は現在使わず、「問題行動」と表現する旨の意見を受けたことから修正。
第4章 量の見込みと確保方策	p. 29、30 3 量の見込み：幼稚園・保育所（園）	令和2年度から令和6年度までの各年度における確保の内容（量）を更新。	現実的な数字を算出し、さらに園長会において各園長との協議を行い、精査。
		保育所（園）を希望される3～5歳において、幼稚園及び預かり保育で利用調整したもの（20名）を記載。	保育所（園）希望される方が、保育園に入れない場合、幼稚園及び預かり保育を利用される確保量を記載。
		認定こども園（民間）の開設による、幼稚園の定員を見直し。	民間保育園が認定こども園に移行されることで、幼稚園の定員を見直し、記載。

計画（案） 該当箇所		更新した内容	更新した理由等
第4章 量の 見込みと 確保方策	p. 31 4 提供体制と確保の内容	（2）確保の方針②定員増による確保の2つ目の○「民間保育所（園）と協議を行い定員増を図ります。」、3つ目の○「公立施設の空き室を活用することで定員増を図ります。」、4つ目の○「 <u>老朽化した施設の更新・整備を行うなかで定員増を図ります。</u> 」	下線部分を追記。
		（2）確保の方針③幼児教育・保育等の質の確保及び向上の1つ目の○「 <u>教育・保育の質の確保及び向上を図るため、保育士や幼稚園教諭等への研修を行うほか、教育・保育施設の運営に対して適正な指導と必要な助言を行います。</u> 」	前回の子育て支援会議にて、「幼児教育・保育の質の確保及び向上が、処遇改善や担い手の確保という施策とつながらない。文章的に見直しが必要」とのご意見を踏まえ修正。
		（2）確保の方針③幼児教育・保育等の質の確保及び向上の2つ目の○「 <u>幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する者を幼児教育アドバイザーとして配置し、教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言を行い、質の向上を図ります。</u> 」	文章を校正。 修正前「専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者（幼児教育アドバイザー）を育成・配置します。」
		（2）確保の方針③幼児教育・保育等の質の確保及び向上の3つ目の○「 <u>「野洲市三方よし人材バンク」事業を推進し、教育・保育の担い手を増やし、待機児童の解消等を図ります。</u> 」	文章を校正。 修正前「「野洲市三方よし人材バンク」事業の推進等、市内の幼稚園、保育園及びこどもの家における保育・教育の担い手を増やし、待機児童等の解消を図るための取組を推進します。」
		（2）確保の方針③幼児教育・保育等の質の確保及び向上の4つ目の○「 <u>保育士や幼稚園教諭等の処遇改善を始めとする労働環境の改善に努めます。</u> 」を追記。	左記の文章を追記。
	p. 32、33 第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	・1 利用者支援事業の具体表現として「野洲市妊産婦支援事業など」を事業名下部に記載。 ・2 地域子育て支援拠点事業の具体表現として「子育て支援センター事業」を事業名下部に記載し、「子育て支援講座・にこにこ広場など」を概要欄に追記。 ・4 乳幼児家庭全戸訪問事業の具体表現として「赤ちゃん訪問・1歳児訪問」を事業名下部に記載。 ・6 子育て短期支援事業の具体表現として「ショートステイ、トライアイトステイ」を事業名下部に記載。 ・7 子育て援助活動支援事業の具体表現として「ファミリー・サポート・センター事業での送迎等」を事業名下部に記載。 ・8 一時預かり事業の具体表現として「幼稚園預かり保育、保育所等一時保育」を事業名下部に記載。 ・11 放課後児童健全育成事業の具体表現として「学童保育」を事業名下部に記載。 ・12 実費徴収に係る補足給付を行う事業の具体表現として「世帯の状況により園行事費等を助成」を事業名下部に記載し、概要説明を最新のものに修正。 ・13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の具体表現として「民間事業者の参入等促進する事業」を事業名下部に記載。	前回の子育て支援会議でのご意見を受け、計画上の事業の名称と周知されている事業の名称が異なるものもあるため、各事業の概要欄に周知している事業名（具体名）を記載するとしていたことから、左記のように更新。

計画（案） 該当箇所		更新した内容	更新した理由等
第4章 量の 見込み と確保 方策	p. 40 7 子育て援助活動支援事業	《現状》の本文を、「本事業は、 <u>ファミリー・サポート・センター事業として野洲市社会福祉協議会に委託し実施しており、平成28年度以降の利用実績は概ね横ばいで推移しています。なお、ここでいう利用実績は就学前児童の保育施設等への送迎利用によるものです。</u> 」に更新。	前回の子育て支援会議にて、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の見込量や実績の数字は就学児のみのものか。また数字はどのようなものであるかの説明が必要である」とのご意見を受け、左記のように更新。
	p. 41 8 一時預かり事業	・《現状》の本文を、「本事業は現在、幼稚園型（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）では、 <u>市内幼稚園8か所で実施しています。幼稚園型以外では、きたの保育園、しみんふくし保育の家竹が丘、野洲優愛保育園モンチの3か所で実施しており、ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）でも利用者の希望により一時的な預かりが利用可能であり、野洲市社会福祉協議会の1か所で実施しています。</u> 」に更新。 ・令和6年度の確保方策（量）を <u>72,850人日</u> に修正。	・上記の内容と関連して、文章を修正。 ・令和6年度の預かり保育の確保量（定員）を変更したことにより、72,850人日に修正。
	p. 43 9 延長保育事業	確保方策の年間実利用数を修正	保育所（園）定員を見直したことにより、各年度の確保量を修正。
	p. 45 11 放課後児童健全育成事業	《現状》の本文を、「本事業は、 <u>学童保育事業として野洲市社会福祉協議会に指定管理委託しており、現在、小学校6年生までを対象に、市内23か所の「こどもの家」で実施し・・・</u> 」に更新。	放課後児童健全育成事業が学童保育のことを指すことがわかるように修正。
	p. 49 第5節、第6節	「第5節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保」および「第6節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」を新に設け、記載。	子ども・子育て支援法の第60条に規定する基本指針に従い、新に記載。
第5章 包括的 子育て 支援策	p. 50 第1節 施策の展開	本文の後ろに、「（各事業の内容は、資料編第4節の包括的子育て支援施策の事業内容一覧に掲載しています。）」を追記。	各事業の内容がわかるように、資料編にて一覧を記載している旨を追記。
	p. 50 (5) 関連事業との連携	母子保健事業の本文2段落目、「本市の母子保健事業においては、 <u>母子健康手帳交付時から助産師・保健師による面接を実施しており、妊娠期から妊婦及び家族の相談支援を行っています。また、就労している父母が参加しやすいよう土曜日に「出産準備教室」を開催し、共に子育てに取り組めるような環境づくりを推進しています。そのほか、「マタニティサロン」、「育児サロン」、「すこやか相談」など子育て世代の交流の場の提供や、妊娠・出産及び育児の不安や様々な悩みへの相談支援も行っています。ほかにも、（以下、略）</u> 」に更新。	前回の子育て支援会議で、母子保健事業の事業名や記載内容に男性の姿が見えてこない旨のご意見を受け、また健康推進課からも左記の文章とするよう提案があったこともあり、更新。
		①母子保健事業と②医療費の助成（51ページ）の見出しを設け、それぞれの説明文を記載。	保険年金課から、「ニーズ調査結果（12ページ）での「子育てしにくい」と感じる理由として、「医療費助成制度が充実していない」が79.2%を占めていることを考慮すると、子どもの医療費助成の拡充について検討をしている現状を事業計画に明記した方がよいと思われる。」との意見を受け、左記のように更新。

計画（案） 該当箇所		更新した内容	更新した理由等
第5章 包括的子育て支援施策	p. 52 (1) 家庭教育の充実と親としての意識の醸成	本文「子育て家庭の核家族化の進展や地域社会とのつながりが薄れる中、 <u>親は周囲の様々な支援を受けながら、子育てを経験することを通じて成長していくものであり、その「親育ち」の過程を支援することが必要です。</u> 本市では、（略）、 <u>学校とPTA等が協力しながら、家庭教育の重要性について啓発を行っています。</u> <u>今後も、幼稚園・保育所（園）や学校とPTA等が協力しながら、家庭教育の充実と親としての意識の醸成を図ります。</u> 」の下線部分のように更新。	文章を修正。
	p. 52 (2) 地域における学習の推進	本文1段落目「子どもたちにとっては、家庭や学校での教育だけでなく、放課後や休日等の余暇時間を有効に活用し、地域住民との交流や、文化・スポーツ・レクリエーション活動、 <u>環境保全活動等</u> の多様な体験を通じて豊かな心を育てていくことが大切です。」に更新。	環境課より、「環境保全活動」を追記するよう意見があり、追記。
	p. 53 (3) 地域における学習の推進 事業と担当課等	①事業と担当課等の箇所、N04の事業の欄で上段に「コミュニティセンターを活用した交流活動の充実」として更新。 ②事業と担当課等の箇所、N04の事業の欄で下段に「コミュニティセンターとの連携【野洲市生涯学習振興計画】」として更新。	更新前は「N04コミュニティセンター活動の充実」となっていたが、 ①協働推進課より「様々な体験活動や世代を超えた地域住民との交流活動を行う教室を実施する場所（施設）として、コミュニティセンターがある」との意見を受け、修正。 ②生涯学習スポーツ課より「野洲市生涯学習振興計画にはコミュニティセンターとの連携と表現されている」との意見を受け、修正。
	p. 54 (3) 命に関する教育の充実	事業と担当課等の箇所、N05の事業（取組）の欄で「 <u>学校体育施設の開放【野洲市生涯学習振興計画】</u> 」に更新。 ・タイトルを「 <u>命に関する教育の充実</u> 」に変更 ・本文2行目後半以降「そのため、関係課が連携し <u>命に関する教育</u> の充実を図ることが、子どもの健全育成のために重要になってきます。 本市では、 <u>発達段階に応じた性に関する指導</u> のほか、 <u>守山野洲少年センター</u> や <u>守山警察署</u> と連携し（略）を開催しています。」に更新。 ・本文4段落目「そして今後も、性に関する <u>指導の推進</u> とともに、（略）」に更新。 ・事業と担当課等の箇所、N08の事業の欄で「性に関する指導の推進」に更新。 ・事業と担当課等の箇所、N010の事業の欄で「関連する機関との連携」に更新。	生涯学習スポーツ課より、「学校施設」を「学校体育施設」とするよう意見があり、追記。 ・学校教育課から、変更前のタイトル「思春期保健の充実」という表現は使用しないとの意見を受けたことから修正。また本文中にも思春期保健の文言があり同様に修正した。 ・少年センターを <u>守山野洲少年センター</u> に修正。 ・更新前の本文中「性に関する健全な意識の醸成と、性や性感染症予防に関する（略）」の部分で、学校教育課より、性については多様な受け止め方がある中、健全という意味や性感染症予防のみ特筆する必要性について疑義があるとのことを受け修正。 ・学校教育課から、更新前に記載していた「性教育」という表現は現在用いない等の意見を受け、左記のように変更。

計画（案） 該当箇所		更新した内容	更新した理由等
第5章 包括的子育て支援施策	p. 54 (4) 豊かな自然、歴史・文化環境の活用と保全	・本文2段落目の文末に、「そして都市の緑化を推進するため、みどりの基本条例の制定、みどりの基本計画の策定を行い、持続可能な身近な都市公園の充実を図ります。」を追記。 ・本文3段落目の途中「野洲市の景観行政については広報等で周知を行っています。」に更新。	前回の子育て支援会議で、公園などの遊び場で、子どもたちが自然の中で木陰の涼しさを感じることができるようにされたい旨ご意見があり、関連する都市計画課からも、左記の下線文を記載するよう意見を受けたことから修正。
	p. 55 (5) 子どもの安全の確保	本文2段落目、「本市では、<u>不審者対応について、不審者を発見された場合、幼稚園、保育所、学校と連携し、市のメール配信サービスを登録された方に不審者情報を配信し、地域の防犯意識・防犯力の向上を図っています。</u>」を追記し、これに伴い後に続く文章を校正。 後に続く文章：「<u>また、幼稚園や保育所（園）、学校において、不審者対応の避難訓練も実施しています。さらに、引渡し訓練や避難訓練内容の報告によって保護者に対する啓発を行うほか、スクールガードリーダーを講師に招いた防犯安全指導を実施しています。</u>」	危機管理課より、不審者情報の提供の記述の追加について意見があり、左記のように追記。
		53ページ本文3段落目のあとに、「 <u>さらに、近年、インターネットを通じたいじめや有害サイトが問題となっていることを踏まえて、携帯電話・スマートフォン等にかかるフィルタリングやマナー、ルールに関する学習の機会を設けています。</u> 」を追記。	前回の子育て支援会議で、スマートフォンの利用が犯罪等の入り口になる恐れがあり、その対策を講じられたい旨のご意見があったことを受け、当該ページにて、左記のように追記。
	p. 56 (6) 関連計画との連携 事業と担当課	事業の欄でそれぞれ関連計画を追記。	関連する計画を追記。
	p. 57 ②野洲市食育推進計画との連携	事業と担当課の箇所で、担当課の欄を <u>健康推進課</u> へ変更。	食育の推進は健康推進課が所管であるので、担当課をこども課から健康推進課へ変更。
	p. 58 (1) ひとり親家庭への支援	本文2段落目の本文を「本市では、<u>母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の生活全般に関わる相談支援を行っています。さらに、ひとり親家庭の自立した生活の実現に向け、母子・父子自立支援プログラム策定員とハローワーク等関係機関が連携した就職支援や、母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業等の経済的支援を実施しています。</u>」に更新。 事業と担当課の箇所で、N02の担当課の欄を<u>子育て家庭支援課</u>へ訂正。	子育て家庭支援課より、左記内容のように修正するよう意見があったことから修正。 前回の子育て支援会議でのご意見を受け訂正。 (訂正前は、子育て支援家庭課と記載していた。)

計画（案） 該当箇所		更新した内容	更新した理由等
第5章 包括的子育て支援施策	p. 58 (1) いじめ、不登校、問題行動への対応の充実	タイトルを「いじめ、不登校、 <u>問題行動</u> への対応の充実」に変更	学校教育課から、学校では「非行」という表現は現在使わず、「問題行動」と表現するとの意見を受けて修正。ほか同様箇所も修正。
	p. 60 (3) 子どもの権利の尊重	本文6段落目の文章を、「今後も、養育支援訪問事業や母子保健事業との連携を通じて、児童虐待等リスクの高い家庭の早期発見・早期支援を図ります。また「要保護児童対策地域協議会」を中心として、関係機関が連携した早期対応や児童虐待防止に関する研修やキャンペーン等により、虐待、特にネグレクトに該当する行為（自宅や車内への放置等）の防止の普及啓発を図ります。」に更新。	国の子ども・子育て支援法に基づく基本方針に従い追記。 ※内閣府告示第八十六号第三の三の2（一）（5ページ）
		上記の文章のあとに、『さらに、地域内の全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に相談・支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置を行います。』を追記。	家庭児童相談室より、左記内容を追加するよう意見があったことから追記。
		事業と担当課等の箇所で、N010の事業の欄にあった「市内在住・在勤の外国人家庭への支援の充実」を「市内在住・在勤の外国人家庭への支援」に更新。	企画調整課より『「外国人家庭への支援の充実」となると益々よくしていくという意味合いになるが、担当課としては、今後も支援は継続して行っていくという姿勢であるので「外国人家庭への支援」とする』旨の意見により修正。
	p. 61 (4) 関連計画（野洲市障がい児福祉計画）との連携	事業と担当課等の箇所で、N019の事業の欄にあった【野洲市障がい児福祉計画】を削除。	障がい者自立支援課より、N019の事業は野洲市障がい児福祉計画に記載されていないとの指摘を受け削除。
資料編	p. 64 資料編	資料編について、第1節から第5節まで、それぞれ内容を記載	資料編の内容を記載。